

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市教育文化会館展示スペース検討・設計業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	株式会社石本建築事務所 札幌オフィス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、札幌市教育文化会館2階喫茶スペースを芸術作品の展示スペースに改装するために必要な設え及び建築設備等について検討・設計を行うものである。 改装にあたって支障となる建築仕上げ・電気設備・機械設備等の一時的な撤去については、令和5年度に実施済みの「札幌市教育文化会館喫茶スペース改装検討業務（以下、『改装検討業務』という）」において、検討及び図面作成が完了しており、本業務実施にあたっては、これら一時撤去した建築設備等を確実に復旧することを盛り込んだ内容とする必要がある。 また、令和6年度中に展示スペースの設置を完了しなければならないことから、極めて短期間で本業務を完了させることが求められている。 このことから、これらの前提条件を全うした上で、確実に本業務を遂行できるのは、改装検討業務を受託した上記業者以外になく、現場を最も熟知していることにより、事前調査の時間短縮や経費節減も図られることから、上記業者を選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）（ア～オのいずれかを記入）